

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を更新しました。

平成二十八年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	更新年月日
医療法人社団田北会	大和郡山市城南町二一三	医療法人社団田北会訪問看護ステーションなのはな	大和郡山市城南町三一二五	平成二十八年七月一日